

傍聴に関する注意事項

1. 傍聴をすることができない者

- (1) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑をおよぼすおそれのある物を所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) ビラ・プラカード・旗・のぼりの類を所持している者
- (4) はちまき・腕章・たすき・ゼッケン・ヘルメットの類を着用又は所持している者
- (5) (1)から(4)に掲げる者以外に、議長が、会議を傍聴させることが不相当と認める者

2. 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の使用をしないこと。
- (6) その他秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 当日配布した資料は、協議会終了後、係員に返却すること。

3. 撮影、録音の禁止

傍聴者は、会議中に写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。

4. 議長等の指示

議長は、会議場の秩序の維持及び円滑な審理の確保のため、傍聴者に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

5. 傍聴者の退場

傍聴者は、次の場合には、議長等の指示に従い、すみやかに退場しなければならない。

- (1) 議長が、会議の一部または全部を非公開とする宣言をしたとき。
- (2) 議長が、この注意事項に違反していると認めたとき。